

「脱炭素 極・礎」に関する追加ご説明書

拝啓 この度は、当社の提供する電力供給サービスに付随するオプションサービス、「脱炭素 極・礎」のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

脱炭素 極・礎をお申込みいただくお客さまには、高圧電力供給契約申込書及び申込書内の重要事項説明書（以下「申込書等」といいます。）に付随する別紙として、本書の内容をご査収いただきますようお願い申し上げます。本書は申込書等の一部をなすものであり、本書に記載の無い事項につきましては、申込書等に記載の内容を適用いたします。

また、本書は申込書等の控えとともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

■脱炭素 極・礎について

脱炭素 極・礎の内容は、それぞれ以下のとおりといたします。

<個別項目>

1. 脱炭素 極

<p>オプションサービスの内容</p>	<p>① 脱炭素 極（以下「本オプション」といいます）は、当社がお客様に供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします）を使用し、<u>実質的に再生可能エネルギー100%として供給するよう努め、かつ実質的な二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を 0kg-CO₂/kWhとする環境価値を付与するよう努めるオプションサービス</u>です。</p> <p>② 本オプションにおいて当社がお客様に供給する電気に用いる非化石証書は、<u>再生可能エネルギー指定かつトラッキング付きのもの</u>とします。ただし、お客様は、発電所や電源の種類を指定することはできないものとします。</p> <p>③ 本オプションにおける電源構成及び非化石証書の使用状況の計画値は、当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p> <p>④ 本オプションにおける当社の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社 WEB サイトにて開示するものとします。</p> <p>⑤ 当社は、本オプションにおいて N 年度（N 年 4 月から N+1 年の 3 月まで）に当社が購入して使用したトラッキング付き非化石証書について、N+1 年 6 月に、お客様に対して、お客様ごとの「トラッキング付非化石証書 権利確定済残高証明書」（以下「残高証明書」といいます）を発行するものとします。ただし、お客様が残高証明書の発行手数料を支払わない場合には、当社は残高証明書の発行を行わないものとします。</p>
<p>オプション料金及び発行手数料</p>	<p>① 電力供給契約に本オプションを付随するお客様は、主契約に基づく料金に加えるオプション料金として、以下(1)及び(2)それぞれの算定式によって求められる金額の総額を支払うものとします。なお、各金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 使用電力量 × <u>4.00 円/kWh</u> ÷ (1 - 損失率(※1)) × (1 + 消費税率)</p> <p>(2) 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりの非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）(※2) ÷ (1 - 損失率(※1)) × (1 + 消費税率)</p> <p>※1：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指します。</p> <p>※2：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1 月の検針日の前日が属する月の年度（毎年 4 月から翌年の 3 月まで）の非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）が適用されます。</p> <p>② 電力供給契約に本オプションを付随するお客様は、前号に定めるオプション料金に加えて、残高証明書の発行手数料として、<u>残高証明書 1 通あたり 10,000 円（消費税等相当額別途）</u>を支払うものとします。なお、N 年度（N 年 4 月から N+1</p>

	<p>年の3月まで)の残高証明書に係る発行手数料の支払い義務発生日は、N+1年3月の検針日からN+1年4月の検針日の前日までの期間における使用分の電気料金の料金支払い義務発生日と同日とし、当該電気料金に合算して支払うものとします。</p> <p>③ 当社は、毎月1日時点において、オプション料金または発行手数料の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、改定後の内容の適用時期については以下(1)または(2)のとおりとします。</p> <p>(1) 改定後のオプション料金 N月1日時点の改定の場合、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のオプション料金の適用を開始するものとします。</p> <p>(2) 改定後の発行手数料 N月1日時点の改定の場合、N月1日以降にお客様が支払うものから適用を開始するものとします。</p>
免責事項	<p>お客様の電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定かつトラッキング付きのものではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客様に生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。</p>

2. 脱炭素 礎

オプションサービスの内容	<p>① 脱炭素 礎（以下「本オプション」といいます）は、当社がお客様に供給する電気について、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値取引市場において当社が購入する非化石証書（一般社団法人日本卸電力取引所が定める「一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程」の定義に従うものとし、以下同様とします）を使用し、<u>実質的に再生可能エネルギー100%</u>として供給するよう努めるオプションサービスです。</p> <p>② 本オプションにおいて当社がお客様に供給する電気を用いる非化石証書は、<u>再生可能エネルギー指定のもの</u>とし、発電所や電源の種類を特定するものではないものとします。</p> <p>③ 本オプションにおける電源構成及び非化石証書の使用状況の計画値は、当社WEBサイトにて開示するものとします。</p> <p>④ 本オプションにおける当社の電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社WEBサイトにて開示するものとします。</p>
オプション料金	<p>① 電力供給契約に本オプションを附帯するお客様は、主契約に基づく料金に加えるオプション料金として、以下(1)及び(2)それぞれの算定式によって求められる金額の総額を支払うものとします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。</p> <p>(1) 使用電力量 × <u>1.30円/kWh</u> × (1+消費税率)</p> <p>(2) 使用電力量 × 一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量1kWhあたりの非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）(※1) × (1+消費税率)</p> <p>※1：N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N+1月の検針日の前日が属する月の年度（毎年4月から翌年の3月まで）の非化石価値取引売買手数料（約定量従量制）が適用されます。</p> <p>② 当社は、毎月1日時点において、オプション料金の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客様に通知し、その内容を改定することができるものとします。なお、N月1日時点の改定の場合、N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のオプション料金の適用を開始するものとします。</p>
免責事項	<p>お客様の電力使用量が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、及び天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、または二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあるものとし、これによりお客様に生じた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。</p>

<共通項目>

契約期間	<p>① 本オプションの附帯契約の契約期間は、電力供給契約における主契約の契約期間に準じます。</p> <p>② 電力供給契約における主契約が終了した場合、その終了事由を問わず当然に本オプションの附帯契約も終了するものとします。</p>
オプションサービスの 変更、解約 または再附帯	<p>① 本オプションの附帯契約は、主契約との同時締結もしくは同時終了の場合または当社が別途認めた場合を除き、お客様による変更または再附帯（再締結）については、毎年 4 月の検針日から同年 5 月の検針日の前日までの期間における使用分からのもののみを可能とし、お客様による解約については、毎年 3 月の検針日から同年 4 月の検針日の前日までの期間における使用分をもったの解約のみを可能とします。</p> <p>② 前号の定めは、当社による本オプションの附帯契約の変更、解約または再附帯（再締結）には適用しないものとします。</p>

以上